平成２３年（フ）第５３６０号
神奈川県相模原市中央区相模原４丁目７―10―1103
破産者　佐川　純夫
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３７９号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田76―４―207
破産者　黒沢　利之
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５３９１号
千葉県市川市本行徳1351―１　セイナン株式会社
破産者　川松　勝已
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４４４号
東京都北区中十条２丁目８―２　グレイスハイム東十条Ⅰ―205
破産者　竹内　規弘
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５０３号
東京都台東区浅草６丁目10―８―202、開始決定時の住所東京都台東区今戸１丁目２―13―506
破産者　吉田　敏博
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５０８号
東京都北区王子３丁目５―17―301
破産者　田中　浩貴
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５２６号
東京都墨田区向島２―８―４―101、住民票上の住所東京都墨田区向島５丁目17―９
破産者　齋藤　淳一
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５３６号
神奈川県相模原市南区東林間７丁目35―35
破産者　工藤　義勝
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５３７号
神奈川県相模原市南区東林間７丁目35―35
破産者　工藤　惠理
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５７６号
東京都品川区西中延２丁目２―５―Ｂ―101
破産者　淺賀　早人
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６１６号
東京都江東区東陽２丁目３―１―1120
破産者　木村　久夫
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６１７号
東京都江東区東陽２丁目３―１―1120
破産者　木村岐久子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１２号
仙台市若林区畳屋丁18―18
破産者　キャドックス株式会社
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７２４１号
東京都中野区中央１丁目30―９―205
破産者　辻川　英治
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６１６号
東京都江戸川区東小岩６丁目14―17―101
破産者　山田　耕次
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５１１号
千葉県野田市柳沢52―10
破産者　高橋　光信
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０５９号
東京都大田区池上６―10―17―205
破産者　吉田　達郎
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２４０号
東京都江東区千田６番６号
破産者　株式会社タカツ
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２４２号
東京都青梅市東青梅４丁目12番地１
破産者　白富士運輸株式会社
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８号
東京都稲城市長峰３丁目２番地　杜の一番街１―705
破産者　株式会社カネショウ
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２９号
東京都稲城市百村1601―４―201
破産者　金見　政人
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１８号
東京都足立区綾瀬１丁目17―15―204
破産者　蝦名　廣信
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５１１号
神奈川県南足柄市沼田97―１―７Ｃ
破産者　佐藤　正經
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部